

令和元年 第6回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和元年6月7日(金)午後1時45分
場 所	別府市役所 農業委員会室
招集者	別府市農業委員会 会長 恒松 直之
次 第	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議事
	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について
	議案第2号 非農地通知について
	議案第3号 非農地証明書について
	報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第3の3の規程による届 (2) 農地法第4条第1項第7号の規程による農地転用届 (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)
	報告第3号 開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について
日程第3	その他

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

4番 恒松 直之

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 0名

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美

午後1時45分 開会

(局長) 只今から令和元年第6回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は7名で、委員定数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

(会長) 座ったままで挨拶したいと思います。昨日は二十四節季の一つで芒種ということで、本来は種を蒔く頃、ということになってはいますが、最近は田植えも早くなって、もう終わっているという所もありますが、昨日はそういう芒種ということでありました。

早い所で田植えも始まり、もう終わっている所もありますが、お忙しい日々を過ご

されていることと思います。

地域農業の持続的な発展や農業所得の向上につながる別府独自のスタイルを構築すべく、本格的に取り組んでいかなければと思っているところです。これは先般から言っていますように、各地区、別府で何らかの形を作っていかないと、と思っています。

先月の総会で皆さんから活発なご意見をいただきましたが、本日も皆さんから何らかの意見をいただければと思っています。

また、5月27日、28日に、全国農業委員会会長大会で東京の方に行っていましたので、あとで皆さんに会議内容のご報告をしたいと思っています。

ということで、本日はよろしく願いいたします。

(局長) 本日の総会議案について私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元に配布いたしております、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」が1件、議案第2号「非農地通知について」が5件、議案第3号「非農地証明願いについて」が1件、報告第1号「農業委員会規定第9条の規定による専決事項の報告について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が1件、(2)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が1件、(3)「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が5件、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」が1件、報告第3号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」が2件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条により、「会長は総会の議長となり、議事を整理する」とありますので、会長よろしく願いいたします。

(議長) これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思いま

すが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議 長) ご異議がないようでありますので、2番 佐藤委員 3番 園田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」です。

事務局の説明を求めます。

(事務局) ご説明いたします。

お手元の地図をご覧ください。別府市の地図上にオレンジ色で印をつけております。

まず1ページ目をご覧ください。

議案第1号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」です。

番号1

譲渡人 別府市大字南立石△△番地 ○○○○ 職業 看護師

譲受人 別府市大字南立石△△番地の△ ○○○○ 職業 竹製品製造

区分は市街化調整区域です。

申請の土地 大字南立石字井手ノ内△△番 田(荒地) △㎡

施設の概要は竹細工作業場として △㎡

転用の時期は届出受理後

以上です。

(議 長) 只今事務局の説明がありましたが、議案第1号について何かご意見はございません

か。地元の委員さん、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

(佐藤委員) この間、事務局と私とでここを見に行ってきた。建物は前から建っていたようで、竹工芸の作業場として使うという限定で買い受けるということなんで、審議をお願いしますということです。

(議長) 今、補足説明をしていただきましたが、竹細工の製造と、少し農業も隣接の土地を借りて、やっているということで、小さな耕運機とか草刈り機とかそんなのが中に入ってますが、竹細工作業場としてするという条件での許可になるかと思っています。

そういう内容でございます。ご意見のある方はお願いします。

(久保委員) 場所はどこになるんですか。

(佐藤委員) 本町の〇〇からちょっと山手に入ったところ。

(議長) はい、他にないようでありますので、この案件は許可することに決定したいと思います。

次に、議案第2号「非農地通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局) 議案第2号「非農地通知について」

地図の2ページをご覧ください。

番号1

所有者 別府市浜町△△番△号 ○○○○

土地の所在 大字浜脇字穴守△△番 他1筆

登記地目は畑です。

登記地積 2筆で、 $\Delta\Delta\text{m}^2$ 合計 $\Delta\Delta\text{m}^2$ です。

ここは市街化調整区域です。場所は別府狭間線の平原バス停先の〇〇〇から南東に見おろして、約290mほど下の方にあります。

番号2 地図は3ページです。

所有者 別府市河内 Δ 組 〇〇〇〇

土地の所在 大字浜脇字向ノ山 $\Delta\Delta$ 番の Δ

登記地目は田です。

登記地積 $\Delta\Delta\text{m}^2$

ここは市街化調整区域です。場所は鳥越 Δ 組で別府狭間大橋のすぐ〇です。

番号3 地図は4ページです。

所有者 別府市北中 Δ 組 〇〇〇〇

土地の所在 大字東山字小迫 $\Delta\Delta$ 番 他3筆

登記地目は田です。

登記地積は合計で $\Delta\Delta\text{m}^2$ です。

ここは農振地域の農用地区域です。場所は山の口 Δ 組で2筆ずつ2箇所に分れていて、1つは、〇〇〇〇から南西に約120mほど離れたところ、もう1つは、南西に約230mほど離れたところにあります。今、1箇所しか印をしておりませんが、直線距離で同じようなところでは、

3ページをご覧ください。

番号4です。 地図は5ページです。

所有者 別府市内竈 $\Delta\Delta$ 組 Δ 〇〇〇〇

土地の所在 大字内竈字湯ノ尻 $\Delta\Delta$ 番

登記地目は田です。

登記地積 $\Delta\Delta\text{m}^2$ です。

ここは市街化調整区域です。場所は〇〇〇〇の入り口バス停から西へ約 150mほど入った所です。

番号 5 地図は 5 ページです。

所有者 別府市内竈△組 〇〇〇〇

土地の所在 大字内竈字湯ノ尻△△番

登記地目は田です。

登記地積 △△㎡です。

ここは市街化調整区域です。場所は先ほどの△△番の隣です。

以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。議案第 2 号について、それぞれの担当委員さんはこれに対して何か質問はありますか

(事務局) この議案なんですけども、委員の皆様が平成 30 年度に赤地で荒廃農地と判断した農地 10388 ㎡の 14 世帯に対し、意向調査をした結果、今後、農地として維持できないとの回答が 5939 ㎡の 5 世帯からございましたので、今回非農地通知を出すものです。
以上です。

(議 長) はい、そういうことで、これは皆さん、理解をしていただいた上での今の説明だったと思います。何かありませんか。今言うように、本人からの通知と我々がパトロールした結果ですので、あまり無視はできない。中には非農地通知を出して、何か開発をしようとかもないことはない、その辺だけは注意して置いてもらいたいと思います。こういう形で、2 号議案は異議ないということで良いですね。

(各委員) はい。

(議 長) それでは、すべて承認することと決定いたしました。
次に、議案第 3 号「非農地証明願い」について、事務局は説明をお願いします。

(事務局) はい、説明をさせていただきます。4 ページをご覧ください。地図は 6 ページになります。

議案第 3 号「非農地証明願いについて」

番号 1

申請人 別府市大字内成 455 番地の△△ ○○○○

区分 都市計画区域外

申請の土地 大字内成字コカノ原△△番△△ 原野（宅地） △△㎡

申請地の状況は宅地です。

ここは、前所有者（被相続人）が自作農創設特別措置法第 41 条の規定により、昭和 26 年に宅地用地として売渡しを受け、それ以来宅地として利用しているので、今回の申請に至りました。以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりましたが、3 号議案について何かご質問はないでしょうか。26 年経っている。もともとこの人は農家の人だったんですか。園田さん、分りますか。

(園田委員) あんまり知らないですね。お父さんが重機（建設機械）を持ってました。建設会社かどうかは分からないけど。

(議 長) 今、実際住んでるんですか、ここに。

(園田委員) 住んでると思います。

(議 長) それでは、許可については良いですか。出来たら早めに気がつくほうがいいかなと思っています。では議案3号についても承認することと決定いたします。

次に、報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」、です。事務局の一括説明をお願いします。

(事務局) はい、それでは説明をさせていただきます。5ページをご覧ください。

報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1) 農地法第3条の3の規定による届

番号1

申請人 別府市大字鶴見△△番地の△ ○○○○ 前所有者 ○○○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字竹ノ脇△△番△ 田(畑) △△㎡ 他1筆 合計△△㎡

場所につきましては、ご覧のとおりです。

登記年月日 令和元年5月7日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年5月21日です。

6ページをご覧ください。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1

申請人 別府市大字浜脇△△番地 ○○○○ 職業 無職

区分は市街化区域です。

申請の土地 大字浜脇字鳴川△△番△ 田(荒地) △㎡

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、駐車場及び庭園用地として △㎡

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 22 日です。

7 ページをお開き下さい。

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1

譲渡人 別府市大字内竈△番地△ ○○○○ 職業 無職

譲受人 大分市浜の市一丁目△番△号 ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○

職業 電気機械販売業

区分は市街化区域

申請の土地 大字平道字下中頭△△番△ 畑(荒地) △△m² 他 7 筆 合計△△m²

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、太陽光発電設備の設置として △△m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 平成 31 年 4 月 25 日

8 ページをお開き下さい。

番号 2

譲渡人 別府市大字内竈△△番地の△ ○○○○ 職業 無職

譲受人 別府市大字内竈△△番地 ○○○○ 代表役員 ○○○○ 職業 住職

区分は市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府△△番△ 田(田) △△m²

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、駐車場用地として △△m²

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年 5 月 9 日

番号 3

譲渡人 別府市立田町△番△号 ○○○○ 職業 無職

譲受人 別府市船小路町△番 有限会社 ○○○○ 代表取締役 ○○○○

職業 不動産業

区分は市街化区域

申請の土地 大字北石垣字井田△△番△ 畑（荒地） △△㎡

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、分譲住宅用地として、3区画 △△㎡ ここは隣接する△△番とあわ

せて分譲する予定です。

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年5月13日

9ページをご覧下さい。

番号4

譲渡人 大分市大字一の洲△番地の△ ○○○○株式会社 代表取締役社長

○○○○ 職業 総合建設業

譲受人 別府市大字鶴見△△番地の△ ○○○○ 職業 無職

区分は市街化区域

申請の土地 石垣西三丁目△△番地△ 畑（荒地） △△㎡

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、専用住宅用地として 木造2階建 △△㎡

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年5月23日

番号5

譲渡人 別府市照波園町△番△号 ○○○○ 職業 農業

譲受人 別府市大字鶴見△△番地の△ 株式会社 ○○○○ 代表取締役

○○○○ 職業 不動産業

区分は市街化区域

申請の土地 大字北石垣字一町田△△番 田（荒地）△△㎡

場所をご覧のとおりです。

施設の概要は、資材置き場として 砂利敷き △△㎡

転用の時期は届出受理後

専決年月日 令和元年 5 月 28 日

以上です。

(議 長) 只今の事務局の説明は、農業委員会規程第 9 条の規定による専決事項の報告でございますので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）」です。事務局の説明をお願いします。

(事務局) 10 ページをご覧下さい。

報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借権の解約受理について（合意解約）」です。

番号 1

賃貸人 速見郡日出町豊岡△△ ○○○○

借借人 別府市天間△△ ○○○○

申請の土地 大字天間字大原△△番△ 田（田） △△㎡ 他 6 筆で、合計△△㎡

理由は合意による解約です。 以上です。

(議 長) はい、只今事務局の説明が終わりましたが、まあ合意解約ということですが、これは久保さん、天間の土地ですね。あと、誰か作るんですかね。

(久保委員) いや、今のところは作る予定になっております。また〇〇〇〇さんが作るかもしれませんが。

(議 長) これだけの土地が荒れていくとよくない。

(久保委員) いや、それはないようにあります。

(議 長) また、〇〇〇〇さんが作らなくてもそれなりの作って整備をしてるから、出来たらお願いします。

(久保委員) はい。

(議 長) まあ、報告事項ですので、ご了承ください。

続きまして、報告第3号「開発行為事前協議申入に対する協議結果の報告について」説明をお願いします。

(事務局) 11 ページをご覧ください。報告第3号「開発行為事前協議申入当に対する協議結果の報告について」

番号1

申請者 大分市大字横尾△△番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

開発区域の位置 大字鶴見字山王△△番△ 他51筆及び里道 △△㎡

うち2期の事業地は、△△㎡です。場所は火売の〇〇〇〇の東側になります。

ここは、市街化区域 第1種中高層住居専用地域です。

開発目的は、宅地分譲19区画

事務局の所見として、申請地は農地ではないため、意見なし。周辺に農地がないか

確認し、被害が生じた時は責任を持って対処してください。また、排水等を水路に流す場合には水利関係者に承諾を得てください、と回答しております。

番号 2

申請者 別府市大字鶴見△△番地 ○○○○

開発区域の位置 大字鶴見字五反△△番△ △△㎡。場所は荘園△組の△で、
○○○○の西に約 100mほど道沿いに進んだところです。ここは、市街化区域
第 2 種住居地域 第 2 種中高層住居専用地域です。

開発目的は、共同住宅 1 棟

事務局の所見として、申請地は農地を含むため、開発許可書の写しを添付のうえ、
農地法所定の届出をすること。また、周辺に農地がある場合、被害が生じる恐れが
ある時や生じた時は責任を持って対処してください、排水等を水路に流す場合には
水利関係者に承諾を得てください、と回答しております。

以上です。

(議 長) はい、今、開発行為の説明がありましたけど、2 番目については、農地を含むとい
うことで、隣接に農地がないか、申請が出た時点で、また協議をしていきたいと思
います。以上、この件も報告でありますので、ご了承いただきたいと思
います。

次に事務局のその他の説明をお願いいたします。

(事務局) 4 月の総会で、説明をさせていただきました、「平成 3 0 年度の目標及びその達成
に向けた活動の点検・評価・実績について」ですが、今月、農業会議に報告をする
予定にしております。また、「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
につきまして、何かありましたら事務局まで、ということで皆さんにお願いをして
おりましたが、特に何もありませんでした。今回の総会にてご承認をいただけまし
たら、そのまま農業会議へ報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろし
いでしょうか。

- (各委員) 意見なし。
- (事務局) それでは、意見もございませんので、このままご報告をさせていただきます。
ありがとうございます。
- (議 長) これは皆さん、了解いただきました。ありがとうございました。
それでは今日の総会はこれで散会をいたします。
ありがとうございました。

午後 3 時 00 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____ 印